



《 個人情報漏洩の罰則対象を拡大！ 》 ～民間業務委託で罰則の対象を広げる動き～



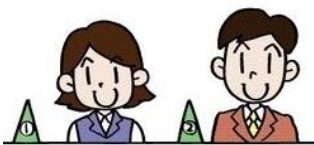
東京都足立区は「戸籍の窓口業務」などの民間委託について、個人情報の漏洩防止対策を強化する。

公務員だけでなく、**委託業者の職員や非常勤職員**にも**情報漏洩の罰則の対象を広げる条例改正案**をこのほど区議会に提出した。来年度には全国初となる国民健康保険業務の民間委託も計画する中、個人情報の保護を徹底させる。

区議会で個人情報保護条例の改正案の審議を始めた。月内に可決し 10 月 1 日の施行を目指す。

現行の条例では、区の正規職員が個人情報を外部に提供した場合などに限り罰則規定を設けている。改正案ではこれに加え、業務を受託する業者の職員や非常勤職員にも罰則の適用範囲を広げる。

〇〇課窓口



委託業者の職員などが、個人情報を他人に知らせ、不当な目的に利用した場合は「1 年以下の懲役、または 3 万円以下の罰金」とする。地方公務員法の守秘義務違反と同じ量刑とし、情報管理の安全性を高める。足立区は今年に入り、戸籍の窓口業務や会計業務の民間委託を開始。来年度からは国民健康保険業務も N T T データに委託する予定だ。



恐らく、この動きは全国にも波及していくであろう。

※日経新聞電子版 6/18 23:28 配信情報参照

《 回覧 》

A	B	C	D	E	F	G

《 危機管理のセカンド・オピニオン 》